

上尾・伊奈広域ごみ処理施設候補地公募要項

はじめに

上尾市及び伊奈町（以下、「両市町」）では、それぞれのごみ処理施設の老朽化に伴い、広域での新しいごみ処理施設の建設計画を進めています。

新しいごみ処理施設の建設用地については、公募による募集と両市町による選定を並行して進め、両市町の首長をトップとする「上尾・伊奈広域ごみ処理協議会」（以下、「協議会」）で協議の上、両市町で決定していく予定です。

ごみ処理施設は、市民・町民生活における最重要施設であり、建設には多額の事業費を要するうえ、建設用地が確保されてからも、稼動までには相当な年数を要します。

建設用地の確保は、両市町にとって、重要かつ喫緊の課題であることをご理解いただき、皆様からの応募をお願いいたします。

1 整備対象施設の概要

新しいごみ処理施設は、両市町から発生する一般廃棄物を対象とする下記の3施設を予定しています。なお、施設の詳細や処理能力等の数値については、将来のごみ量の推計、今後のごみ減量化の取組やごみ処理方法の技術革新を踏まえ、変動する可能性があります。

(1) 焼却処理施設

処理能力：190 t／日

処理対象物：可燃ごみ

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

処理能力：24 t／日

処理対象物：粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチックを除く資源ごみ

(3) プラスチック再資源化施設

処理能力：87 t／日

処理対象物：プラスチック資源ごみ

2 施設の整備方針

新しいごみ処理施設は、環境負荷の低減を図るとともに、再利用が可能なごみについては、効率よく資源化してリサイクルを進めていきます。また、災害時には、防災の拠点として、焼却の機能を失うことなく稼動ができるように、堅固で安全性に十分配慮した施設を整備します。

3 応募者の資格

応募地に属する、区長のみが応募できます。ただし、応募の際には以下のことに御留意ください。

- (1) 応募地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募とし、応募書に代表となる区長を「応募代表者」欄へ記入すること。
- (2) 応募対象となる、事務区、区とは、平成31年4月1日以前に、各市町に設置されていること。また、町または字など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体であること。

※応募地内に公有地がある場合も応募対象となりますが、事前に応募地が所在する市町の担当課にご相談ください。当該公有地での応募が可能かについては、各市町で確認します。

4 応募地の条件

- (1) 応募地が上尾市内または伊奈町内の地域にあること。
- (2) おおむね6ヘクタール程度の土地が確保できること。（面積が満たない場合でも、公募地の周辺と合わせて6ヘクタール程度になる場合もありますので、ご相談ください。）
- (3) 応募地内の全ての土地所有者から、ごみ処理施設の建設及び土地の売買について同意を得ていること。または得る見込みがあること。（土地所有者が亡くなっている場合には、すべての相続人の同意を得ていること）
- (4) 応募地において施設の稼働期限を設けず、継続的な運営・更新ができること。
- (5) 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員（以下「暴力団員等」という。）が所有する土地でないこと。また、建設用地の応募を開始した時点以降に、暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

5 応募時の提出書類

(1) 必要書類

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 位置図（縮尺1：5,000から1：10,000ぐらいで応募地が分かるもの）
- ③ 案内図（縮尺1：1,500ぐらいで応募地がわかるもの）
- ④ 公図

⑤ 応募地土地所有者意向状況一覧表【様式2】及び隣接土地所有者一覧表【様式3】

※ ④公図に記載している土地及び地番と相違がないこと。

※ 各土地所有者、隣接土地所有者の意向はもれなく記載すること。

⑥ 以下の項目の記載がある事務区、区会議議事録（様式4「ごみ処理施設候補地応募に係る事務区、区会議録」を使用、または参考に作成。要約議事録、写しも可）

ア 総会の日時と場所

イ 議題

ウ 出席状況（例：議決権利者〇〇名の内〇〇名の出席（内委任状〇〇名））

エ 総会の要旨と議決内容（例：賛成〇〇名により、事務区、区の会則または規約の〇〇条に基づき〇分〇以上の賛同を得て、承認された。）

オ 事務区、区名

カ 会議開催時の区長名などが記載され、押印されていること。

※ 役員改選等により、会議開催当時（議事録署名）の区長名と応募時の区長名が異なる場合は、議事録に、応募時の区長名で、原本証明（例：「原本に相違ありません。」等）し、署名押印がしてあること。

⑦ 事務区、区の会則または規約（写しでも可）

(2) 提出部数上記①～⑦各1部及び写し（コピー）2部の計3部

6 応募（募集）期間

令和元年6月3日（月）から令和元年8月30日（金）までの3か月間とします。

※ ただし、応募の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く、平日の8時30分から17時15分までとします。

7 本件に関する相談及び各種書類の提出先及び提出方法

応募書類及び候補地決定後提出する書類等は窓口持参とし、応募地が所在する市町の担当課とします。（市町界にまたがる場合は、代表地の市町とします。）

【相談・書類提出先】

○上尾市（上尾市役所環境経済部環境政策課）

上尾市本町三丁目1番1号 5階 TEL：048-775-6925

○伊奈町（伊奈町役場環境対策課）

北足立郡伊奈町大字小室9493番地 1階 TEL：048-721-2111

8 選定方法

応募期間終了後に、応募資格、応募条件及び候補地の条件の適合性に合致していることを確認した後、選定要件など幅広い角度から慎重に協議して、各応募地を評価、検討します。

9 候補地の決定

応募地と両市町で選定した候補地を評価し、両市町で協議した上で決定します。なお、応募地で候補地と決定された応募者には、通知します。

10 候補地決定通知後の提出書類

(1) 必要書類

① 土地所有者同意書【様式5】

② 土地所有権以外権利消滅同意書【様式6】

※ 土地所有者のほかに、当該土地に法律上の権利を有する者（権利関係者）（注1）がいる場合には提出が必要です。

(注1)：「当該土地に法律上の権利を有する者（権利関係者）」とは、当該土地に対して、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取特権、（根）質権、（根）抵当権、鉱業権、採掘権など法律上の権利を有する者や、当該土地に対して差押えをしている債権者などをいいます。

③ 納税証明書請求承諾書（土地所有者の地方税「市町村民税等」（注2））【様式7】

(注2)：市町村民税等とは、固定資産税・都市計画税・市町県民税（個人・法人）・軽自動車税のことです。

(2) 提出部数 上記①～②各1部及び写し（コピー）2部の計3部

(3) 提出期限 候補地決定通知到達の日から3か月以内に提出すること。

11 候補地決定通知後の応募資格・応募条件の整理

次に掲げる事項のうち、(1)～(3)については用地の買収までに、(4)については候補地決定通知到達の日から3か月以内に実施されていること。

(1) 登記名義人と現土地所有者が異なる土地については、双方の権利関係が確認できていること。

(2) 登記名義人が亡くなっている場合は、すべての相続人が登記を終えていること。

(3) 土地に抵当権、仮登記などの権利が設定されている場合は、土地所有者の方で抵当権、仮登記などの権利を抹消していること。

(4) 土地所有者の地方税（市町村民税等）の滞納が解消されていること。なお、

(4)の実施について、候補地決定通知到達の日から3か月以内に滞納を解消することが困難な場合には、その期間内に、同決定通知到達の日から6か月経過した日までに滞納を解消することができる方法を記載した計画書、及び、当該計画書どおり履行して同計画書記載の日までに滞納を解消する旨誓約した誓約書を提出すること。また、これらの計画書及び誓約書の提出部数は各1部及び写し（コピー）2部の計3部

1.2 地域振興策

地域振興策については、建設地となった地域の皆様と協議を重ねた上で、実施内容を決定してまいります。なお、実施対象は事務区、区のみとなります。

1.3 覚書の締結

候補地決定通知後、土地所有者（権利関係者）の同意及び市町民税等の完納が確認できた場合は、速やかに、「両市町」「土地所有者」「候補地となった事務区、区」の4者により施設建設に伴う覚書を締結します。

※ 覚書では、「土地の売買に関する事項」、「候補地として受入れについての事項」、「両市町の責務と候補地の役割」、「候補地と両市町との協議をする場の設置」等について締結するものとします。

1.4 説明会の開催

公募実施期間中、新施設建設用地の応募を検討している事務区、区の要請に応じて、説明会を開催します。P3の両市町担当課にご連絡ください。日程等調整の上、説明会を開催いたします。

1.5 資料の掲載

公募に関する資料及び必要書類の様式は、両市町担当課窓口にて配布するほか、令和元年6月3日（月）から両市町のホームページに掲載します。

1.6 その他

- (1) 応募地については、代表者の方などに協議会に出席いただき、聴き取り調査を行うことや地質等の調査を行う場合があります。
- (2) この要項に定めのない事項が生じたときは、両市町が別に定めるものとします。